

第12回 原子力委員会臨時会議 議事録

<日時> 1991年4月12日（金）10：30から

<場所> 原子力委員会会議室

<議題>

- (1) 九州電力株式会社玄海発電所の原子炉の設置変更（3号，4号原子炉施設の変更）について（答申）
- (2) 日本原子力発電株式会社東海第二発電所の原子炉の設置変更（1号，2号，3号，及び4号原子炉施設の変更）について
- (3) 中部電力株式会社浜岡原子力発電所の原子炉の設置変更（1号，2号，3号，及び4号原子炉施設の変更）について（諮問）
- (4) 日本原子力発電株式会社鶴賀発電所の原子炉の設置変更（原子炉施設の変更）について（諮問）
- (5) 大山委員の海外出張報告について
- (6) その他

<審議事項>

- (1) 議事録の確認
事務局作成の第11回原子力委員会臨時会議議事録（案）が了承された。
- (2) 九州電力株式会社玄海発電所の原子炉の設置変更（3号，4号原子炉施設の変更）について（答申）
平成2年11月29日付け2資庁第4418号をもって諮問のあった標記の件に関する核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第26条第4項において準用する同法第24条第1項第1号、第2号及び第3号（経理的基礎に係わる部分に限る。）に規定する基準の適用については妥当なものと認め、通商産業大臣あて答申することを決定した。
注） 本件は、燃料の効率的な使用等を図るため、燃料集合体最高燃焼度、初装荷燃料及び取換燃料の一部にガドリニア入り燃料を使用する他、取換燃料として従来の燃料のほか、設計の一部異なる燃料を採用すること等を行うものである。
- (3) 日本原子力発電株式会社東海第二発電所の原子炉の設置変更

(1号, 2号, 3号, 及び4号原子炉施設の変更)について

平成2年12月3日付け2資庁第3247号をもって諮問のあった標記の件に関する核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第26条第4項において準用する同法第24条第1項第1号, 第2号及び第3号(経理的基礎に係わる部分に限る)に規定する基準の適用については妥当なものと認め、通商産業大臣あて答申することを決定した。

注) 本件は、燃料の効率的な使用等を図るため、高燃焼度燃料を採用するとともに、使用済燃料の貯蔵体数の増かを図るため、使用済燃料貯蔵施設の貯蔵能力を増強すること等を行うものである。

(4) 中部電力株式会社浜岡原子力発電所の原子炉の設置変更(1号, 2号, 3号, 及び4号原子炉施設の変更)について(諮問)

平成3年3月27日付け2資庁第1049号をもって通商産業大臣から諮問を受けた標記の件について、通商産業省から説明がなされ、引き続き審議することとした。

注) 本件は、燃料の効率的な使用等を図るため、取換燃料として高燃焼度8*8燃料を採用し、使用済燃料の貯蔵体数の増加を図るため、使用済燃料貯蔵設備の貯蔵能力を増強させること等を行うものである。

(5) 日本原子力発電株式会社鶴賀発電所の原子炉の設置変更(原子炉施設の変更)について(諮問)

平成3年3月27日付け2資庁第13003号をもって通商産業大臣から諮問を受けた標記の件について、通商産業省から説明がなされ、引き続き審議することとした。

注) 本件は、燃料の効率的な使用等を図るため、高燃焼度8*8燃料を採用し、燃料集合体最高燃焼度を上昇させること等を行うものである。

(6) 大山委員の海外出張報告について

大山委員から1991年3月23日(土)から3月28日(木)までの6日間、オーストラリアへの出張(IAEAハイレベル専門家会合出席)に関し報告があった。